

意思疎通支援者派遣事業

☎ 福祉課 障がい福祉係

773・6667

F 773・6723

市では、聴覚障がいなどがあり、手話などによる意思疎通を希望する人に、意思疎通支援者の派遣事業を実施しています。

意思疎通支援者とは

手話通訳士・手話通訳者・手話奉仕員などで市の登録を受けた人

☞ 聴覚障がい者などで市内に住所を有する人か、営利を目的としない団体

派遣対象

市役所での各種手続きや地域活動に参加する場合など

派遣対象外

- ・ 営利目的
 - ・ 政治団体や宗教団体の活動
 - ・ その他派遣することが適当でないとして市長が認めた場合
- ☞ 意思疎通支援者との日程調整後に派遣が決定します。希望に添えない場合もあります。

✉ syougai@city.

minamiunuma.lg.jp

有料道路通行料金の割引

☎ 福祉課 障がい福祉係

773・6667

F 773・6723

障がい者手帳を所有している人が申請することで、有料道路の通常料金の半額を割り引きます。

☞ 身体障がい者手帳か療育手帳Aの交付を受けている人

申請に必要なもの

必ず必要なもの

- ・ 交付を受けている手帳
 - ・ 運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
 - ・ 車検証（所有者の氏名が個人名義のものに限る）
- ETCを利用する場合に必要なもの

- ・ ETCカード（障がい者本人名義のもの）
- ・ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書など）

受付窓口

福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

☞ 手帳の等級によって、本人

の運転以外に、家族の運転が認められる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

NHK放送受信料の減免

☎ 福祉課 障がい福祉係

773・6667

F 773・6723

次に該当する場合、申請手続きをすると、受信料が免除されます。

全額免除

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳の所有者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

半額免除

・ 視覚障がい・聴覚障がいによる身体障がい者手帳の所有者が世帯主で受信契約者の場合

・ 身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳の所有者が世帯主で受信契約者の場合

申請に必要なもの

交付を受けている手帳、印鑑、NHKのお客様番号のわ

かるもの

福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

新潟県

おもいやり駐車場制度

☎ 福祉課 障がい福祉係

773・6667

F 773・6723

ショッピングセンターなどの障がい者用駐車スペースを、歩行が困難な人が利用しやすくするための制度です。案内標示がある駐車場で、利用証を車内に掲げてご利用ください。

☞ 障がい者・高齢者・妊産婦の人など、歩行が困難、歩行に配慮が必要な人

※等級など制限があります。詳しくは、お問い合わせください

利用証の交付申請に必要なもの

交付を受けている手帳など

福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

高次脳機能障がい者「家族のつどい」

☎ 新潟県高次脳機能障害相談支援センター（新潟県精神保健福祉センター内）

025・280・0114

高次脳機能障がいは、外見からはわかりにくいいため、本人や家族は戸惑うことや不安を抱えていることが多いです。日ごろの悩みや思いを語り合いませんか。

☞ 高次脳機能障がい者の家族

定 各回15人

日 6月8日(木)、8月10日(木)、10月12日(木)、12月14日(木)、令和6年2月8日(木)

※いずれの回からでも参加可

時 午後1時30分～3時

会 精神保健福祉センター（新潟ユニゾンプラザハート館）

費 無料

☞ 開催日の1週間前までに電話でお申し込みください。

※初めて参加する人で、精神保健福祉センターに相談したことがない人は2週間前までにお申し込みください。事前に担当者が話を伺います